

平成28年3月31日から引き続き在籍する学部生並びに大学院研究科生
及び特別支援教育専攻科生のみなさまへ

■ グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度導入に伴う、修学制度の変更について

滋賀大学では、平成28年度に第1年次に入学する学部生（非正規生を除く。）からグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）制度を導入します。これに伴って、平成28年3月31日から引き続き在籍する学部生並びに大学院研究科生及び特別支援教育専攻科生の方々についても、修学制度に一部変更が伴いますので、以下の事項にご留意ください。

■ 履修登録取消制度が導入されます。

「履修登録取消」とは、履修登録をした授業科目であっても授業を受けてきたものの授業内容が勉強したいものと違っていた場合や、授業についていけないだけの知識が不足していた場合など、そのままでは単位を修得することが難しいと判断される際に履修登録を取り消すことができるよう、GPA制度の実施に伴って新たに導入され、みなさまにもご利用頂けます。

「履修登録取消」の申請手続は、滋賀大学キャンパス教育支援システム（SUCCESS）で行います。申請時期は、春学期は5月中旬、秋学期は11月中旬を原則とし、履修取消期間については、各学期とも1週間を標準として、改めて通知します。

集中講義科目にあっては、履修取消期間は開講初日の翌日の正午までとし、教務系の窓口で申請することになります。

また、履修取消期間以外の申請は原則認めませんが、病気等のやむを得ない事由で、履修取消の申請ができなかった場合は、申請期間外であっても「履修登録取消」を認めることがあります。

詳しくは、本HPに掲載の「滋賀大学におけるGPA制度の導入について Q&A」のQ8.～Q10.の内容をご覧ください。